



島根県報

平成20年 7 月 1 日 (火)
第 1,996 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の 2 第 3 項の規定に基づく報告 (障害者福祉課) 1
に関する条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

土地改良区の役員の就任及び退任 (農 村 整 備 課) 2
土地改良区の定款変更の認可 (") 3
解除予定保安林 (森 林 整 備 課) 3
道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 3
道路の供用開始 (") 4
道路の位置の指定 (建 築 住 宅 課) 5

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環 境 生 活 総 務 課) 5
島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指 (中 小 企 業 課) 6

定

正 誤

平成14年 9 月 3 日付け島根県報号外第93号中 (総 務 課) 6

公布された条例等のあらまし

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の 2 第 3 項の規定に基づく報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第56号)

1 規則の概要

医療法施行令の改正に伴う様式の改正

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の 2 第 3 項の規定に基づく報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第56号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の 2 第 3 項の規定に基づく報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則(平成19年島根県規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式中	生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科の受診歴等を記載すること。)	を	生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。)	に、
-------	--	---	--------------------------------------	----

「4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。

5 初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。

6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成時までの過去数か月間に認められたものを記載し、主として最近のものに重点を置くこと。

7 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。

8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。」

「4 生活歴及び現病歴の欄の「精神科受診歴等」には、平成20年3月31日以前に広告された神経科の受診歴も含むものとする。

5 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。

6 初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。

7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成時までの過去数か月間に認められたものを記載し、主として最近のものに重点を置くこと。

8 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。

9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第563号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年7月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市久手町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

安藤 正剛 大田市久手町刺鹿1024 - 3

小田 弘治 大市長久町延里330

三谷 哲也 大田市久手町波根西171

2 就任年月日

平成20年 4 月25日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

熱田 昌平 大田市鳥井町鳥越739

高橋 武範 大田市大田町大田口831 - 6

島根県告示第564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、斐川町土地改良区の定款変更を平成20年 5 月12日付
けで認可した。

平成20年 7 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第565号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 7 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

安来市広瀬町西比田2204 - 5 ・広瀬町西谷825 - 2（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第566号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に
供する。

平成20年 7 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地 方機関の名 称	備 考	
		区 間	変更前 後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	432号	松江市古志原 6 丁目 837番 3 地先から同837 番 4 地先まで	前	メートル 6.40 ~ 18.00	メートル 19.00	松江県土整 備事務所	市道取付 拡幅 歩道設置
			後	13.00 ~ 20.00	19.00		
県 道	七類雲津長	松江市美保関町雲津 230番 1 地先から同481	前	6.60 ~ 8.80	46.40		林道取付

	浜線	番地先まで	後	6.60 ~ 9.00	46.40	松江県土整備事務所	拡幅
"	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町佐陀本郷642番3地先から同635番9地先まで	前	12.50 ~ 18.00	103.40		道路改良工事
			後	12.50 ~ 23.00	103.40		仮設道設置
"	松江島根線	松江市西川津町597番3地先から同町596番3地先まで	前	21.40 ~ 28.40	29.00		道路改良工事
			後	22.00 ~ 28.40	29.00		拡幅
"	一の瀬折居線	浜田市三隅町室谷1217番4地先から同1215番4地先まで	前	49.00 ~ 68.00	85.00		不用物件発生
			後	41.00 ~ 50.00	85.00		減幅 管理者へ返還
"	田所国府線	浜田市旭町都川2759番4地先から457番5地先まで	前	5.60 ~ 9.60	39.30	浜田県土整備事務所	道路改良工事
			後	6.80 ~ 16.60	39.30		拡幅
"	浜田八重可部線	浜田市旭町丸原832番1地先から同843番1地先まで	前	7.00 ~ 17.00	426.00		交通安全工事
			後	10.00 ~ 19.50	426.00		拡幅

島根県告示第567号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年7月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	松江市古志原6丁目837番3地先から同837番4地先まで	メートル 19.00	平成20年7月1日	松江県土整備事務所	
"	375号	邑智郡美郷町湯抱245番7地先から同257番5地先まで	180.00	平成20年7月1日	県央県土整備事務所	
"	"	邑智郡美郷町湯抱373番地先から同375番3地先まで	48.00	平成20年7月1日		
県道	七類雲津長浜線	松江市美保関町雲津230番1地先から同481番地先まで	46.40	平成20年7月1日	松江県土整	

"	松江鹿島美 保関線	松江市島根町野波2318番 3 地先から同 2406番地先まで	128.00	平成20年 7 月 1 日	備事務所	
"	横田多里線	仁多郡奥出雲町稲原13番 1 地先から同 132番 6 地先まで	130.00	平成20年 7 月 1 日	雲南県土整 備事務所仁 多土木事業 所	

島根県告示第568号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成20年 7 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 道路の位置

雲南市三刀屋町三刀屋1164番地 7、1164番地 5、1164番地10、1164番地 7 地先

2 道路の幅員

11.70～14.00メートル

3 道路の延長

27.00メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、歩車境界ブロック、道路側溝及び境界プレートにより標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成20年 6 月23日 第 2 号

備考

別紙図面は、雲南県土整備事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年 7 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成20年 6 月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 未来の華

3 代表者の氏名

朝山新治朗

4 主たる事務所の所在地

島根県雲南市掛合町入間867番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者が安心して社会生活が営めるよう、居宅介護支援事業、訪問介護事業といった介護保険に関する事業等を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）
松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第5号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

平成20年7月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

番号	名 称	住 所	指 定期 間
20 - 3	太成産業株式会社	島根県益田市高津六丁目13番3号	平成20年5月25日～ 平成21年5月24日

正 誤

平成14年9月3日付け島根県報号外第93号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

十	ページ
下	段

きる期間	口頭による開示請求をすることができ	誤
------	-------------------	---

きる期間	口頭により開示請求をすることができ	正
------	-------------------	---